

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画								令和6年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							目標達成予定時期					定量的	定性的				
○		随意契約の見直し	・複数年度にわたり随意契約となっている案件について要因分析を行った上で、ホームページで公表する取組を引き続き実施する。 ・随意契約によらざるを得ない調達についても、価格交渉を継続する。 ・契約監視委員会等の外部有識者による事後検証を実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達を引き続き拡充する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。	・随意契約による調達については、契約の性質が案件毎に異なり、即見直しとすることが実際は困難なケースも少なくないが、調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するためにも不断の見直しを行うことは不可欠であることから、主管課とも協力し、その改善に努める。	A	平成27年度	・複数年度にわたり随意契約となっている案件を、実施者が限られた要因を分析する等契約改善を引き続き図っていく。 ・外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を四半期ごとに引き続き実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達については、前年度実績を上回る件数を確保する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。	A	平成27年度	・「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」に基づき、契約の公表を引き続き実施。 ・複数年にわたり随意契約となっている案件の実態把握及び要因分析を行い、結果をホームページにて公表。 ・外部有識者による事後検証を実施。 ・オープンカウンタ方式の実施要領(平成29年度策定)に基づき、右方式による調達実施につとめた。 ・企画競争による随意契約案件の見直しを実施し、総合評価方式へ移行を促進。	A	・昨年度随意契約で調達した6件を総合評価落札方式にて調達を実施(事業実施案件)(前年度1件)。 ・16件の汎用物品において、オープンカウンタ方式による調達を実施(前年度19件)。	・随意契約における透明性の確保へ向け公表を引き続き実施。 ・随意契約において実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討を行う等、競争性のある契約への移行を促進。	R6年9月	・契約の性質が案件毎に異なるため、一律的な見直し基準を設けることが困難なため、案件の性質に応じた取組を行っていく必要がある。	・引き続き「調達改善計画」に基づく公表により、実態の把握や実施者が限られた要因の分析を行い、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行っていく。 ・随意契約については、引き続き、その透明性の確保、性質に応じた取組を行っていくとともに、調達方式の改善が可能と認められた案件については、随時それを実行していく。	
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・複数年度にわたり一者応札となっている案件を要因分析を行った上で、ホームページで公表する取組を引き続き実施する。 ・一者応札で受注している案件は、チェックリストの活用や事業者ヒアリング等により要因を分析するとともに、調達担当部署内の共用フォルダに事業者ヒアリング情報を集積させることによって、情報の共有や蓄積を図る。 ・資格要件の緩和、公告・準備期間の長期化及び調達規模の適正化を通じて、引き続き一者応札の改善に努める。 ・市場価格との比較がインターネットを利用して容易に出来る大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているおそれが高い案件について、合理的理由の存否の確認及び改善を検討する。 ・契約監視委員会における委員からの指摘事項については、改善策を検討すると共に、以降の契約監視委員会にて報告を行う取組を引き続き実施する。		A	平成29年度	・過去の改善実績を踏まえ、一者応札となっていた案件について、5件以上を目標とし改善を目指す。	A	平成29年度	・一者応札案件を対象に事業者ヒアリング等により要因を分析し、調達スケジュールの見直し等を実施。 ・複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件について、実態把握及び要因分析を行い、結果をホームページにて公表。	A	・昨年度一者応札となっていた案件について、公告期間の延長、潜在的な事業者の発掘に努めたこと等により、34件において複数応札が確保され改善が図られた。	・「調達改善計画」の策定により行った一者応札見直しの取組により、事業単位の見直し等を図り、競争性の確保が図られた。	R6年9月	・未だ一者応札である案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高く、市場規模が小さいことから、右結果は直ちに改善につながらない面があるが、調達スケジュールの見直しや潜在的な事業者の発掘等の取組を今後も継続して実行していく。	・引き続き調達改善及び一者応札の改善に努める。	
	○	調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公平性、透明性等を確保しつつ、事業者の負担を軽減し、競争参加の機会を拡大するために、電子調達システムを利用した電子入札を実施する。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、さらに電子契約の締結を推進する。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 ・電子メールにて見積書や請書等を徴収することにより、調達事務の効率化を推進する。		A	令和3年度	・入札公告、調達仕様書等の調達情報については、原則、調達ポータルを活用して電子的に公開する。 ・入札公告や入札説明書への掲載を通じて、事業者に電子調達システムの利用を周知徹底し、原則、電子入札案件とする(紙と電子の混合も含む)。 ・紙入札を選択する理由を把握するために、紙入札事業者に対して、理由書の提出を求める。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、前年度を上回る20件以上の電子契約を行う。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。	A	令和3年度	・競争性の確保を継続するため、Webを活用した調達業務を実施。 ・電子契約の締結推進を調達担当者に周知。	B	・330件の入札案件において電子入札システムを活用(前年度251件)。 ・電子契約95件締結(前年度23件)	・競争性の確保を継続するため、Web会議アプリを利用した説明会や審査などを実施。 ・電子契約の締結推進を調達担当者に周知。 ・入札関係掲載資料及び事業者への送付資料に電子入札・契約推進依頼のペーパー追加を実施。	R6年4月	・電子契約を行う際には相手方業者においても社内調整などが必要となることが多い。	・Web会議用アプリを利用した説明会については、対面と遜色なく実施が可能であったため、今後もWeb会議用アプリを利用して実施する予定。 ・より積極的な事業者への案内や声かけを通じて電子入札システムの活用に努める	
○		調達予定情報の発信	・前年度の一般競争入札案件について、今年度の調達予定時期や前年度の契約金額(単価契約の案件については契約時の予定調達額)を年2回ホームページに掲載し(年度開始時に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を見直したものを掲載)、新規事業者の発掘のため積極的に情報発信を行う。	・新規事業者の発掘を行うことは、一者応札の改善や調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するために有効な方法のひとつであることから、当省ホームページを活用し、積極的に情報発信を行うもの。	A	令和2年度	・引き続き、年度開始時に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を更新し、年2回の情報発信を行う。	A	令和2年度	・令和5年度下半期分の一般競争入札案件につき、今年度における実施の有無、実施予定時期を主管課へ確認し、令和6年度における調達実施予定時期及び令和5年度の契約額を当省ホームページに掲載。	A	—	・令和6年度、令和7年度分の調達予定情報をホームページに掲載。	R6年4月	—	・引き続き情報発信により、前年度一者応札となった案件について、5件程度を目標とし改善を目指す。	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
A＋:効果的な取組
A :発展的な取組
B :標準的な取組

※2 進捗度
・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
1 汎用的な物品・役務 汎用的な物品・役務の調達に関し、引き続き仕様や調達方式の見直しを行い、競争性の向上及び事務合理化を図る。	継続	・オープンカウンタ方式により16件の汎用物品において調達を実施(前年度19件)。	・個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施。
2 システム関係経費 システム関係経費は、調達金額総額の大きな割合(11.0%)を占めており、国庫債務負担行為の活用(複数年度契約の検討)等を行い、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築に努めている。今後も引き続き、随意契約改善の一環として、企画競争案件の見直しを実施し、総合評価落札方式への移行を検討する。加えて、専門的・技術的見地から調達の妥当性を確認するためにデジタル統括アドバイザー(デジタル庁併任)を活用していく。	継続	・国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結したシステム案件は7件(前年度上半期7件)。 ・システム関係は総合評価落札方式に移行済。	・デジタル統括アドバイザーを活用し、決裁の前段階での仕様書の内容、単価、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業の段階においても右記アドバイザーによるヒアリングを実施し、システム関係経費のコスト削減等改善を実施。
3 調達改善環境の醸成 ・調達手続きに関する習熟 ・調達改善ノウハウの向上(省内HPの改定等)	継続	—	・調達手続等の省内実務者向け研修を実施。 ・標準化契約書や調達手続決裁書等の改訂を適宜実施し、調達改善ノウハウの向上に努めたい。
4 調達情報の公開 電子調達システムにおいて、調達に係る仕様書、契約情報を公表し、引き続き、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る。	継続	—	・契約書案、仕様書等を電子調達システムにて公表することで透明性を図り、一般競争入札等における新規参入を促した。
5 クレジットカードの活用(クレジットカード会社を通じた水道料金の支払い)	継続	—	・引き続き、水道料金の決済業務について、クレジットカードのパーチェシング方式を活用。現金の取扱い及び銀行へ直接出向く支払手続が省略され、事務コストを削減。
6 国庫債務負担行為の活用(上記2以外についても複数年度契約を検討)	継続	・複数年度にわたって事務・事業を実施することにより合理性が認められる事務機器借入れ等について、国庫債務負担行為による複数年契約の拡充を実施。新規国庫債務負担行為は36件(システム案件を除く)であった(前年度上半期26件)。	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授(東海大学法学部)】 意見聴取日【令和6年7月16日、令和7年1月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○大臣の外国訪問に伴う同時通訳業務の契約手続きについて	○契約日が直前になっているが、国際会議の日程はかなり前から決定しているのではないか。その場合、もっと余裕を持った調達手続きはできないか。	○会議の日程自体は前から決定しても具体的なプログラムについては直前まで確定しない恐れがあるが、可能な限り余裕を持った調達手続きに努めていく。
○外務省の印刷関連発注先について	○高度な印刷技術を要する場合、民間事業者が将来的に対応が難しくなることも懸念される。例えば高度な技術を要する印刷については、国立印刷局に依頼するのは如何か。	○他の案件では国立印刷局に依頼しているものもあるが、印刷の外注については、口上書などは随時ニーズが発生している状況であり、現時点ではタイムリーに対応することが求められる点につき検討を進める。

外部有識者の氏名・役職【三苫 裕・弁護士(長島・大野・常松法律事務所)】 意見聴取日【令和7年1月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○在外公館に配備する規格食器(銀器)の発注時期について	○毎年コンスタントに調達が必要で、2～3年分を一括して調達した方がトータルで安くなるのであれば、纏めて調達すると数量により単価が下がるのではないか。	○一般的な物品についてはご指摘の通りだが、本品は銀の価格の影響を受けている感触があるため、発注時期の見極めが困難である点につき更に検討していく。
○後続案件のある事前調査の業者選定について	○後続の案件は、本契約事業者も参加可能なのか。システム関係については、当初の契約事業者が有利な状況となり、他の事業者は次のプロジェクトへの参入が難しくなるケースが見受けられるが、公正な競争入札が確保出来るような工夫はされているのか。	○本案件を受託したことで次の調達から本契約事業者を排除するものではないが、本契約事業者以外にも広く募集する予定。他方、システム設計・開発については、本契約事業者は入札に係る情報を知り得る立場となることから制限をかける予定である。

外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士(宮本公認会計士事務所)】 意見聴取日【令和7年1月21日、令和7年4月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○在外公館で使用する機器の保守、運用指導、設置等の契約書記載事項について	○契約関係書類の記載がシンプルだが、各在外公館の設置台数、また点検内容等、具体的に内容を記載した方がよいと思路するが、見直しの余地はあるか。	○ご指摘に感謝する。より詳細に記載できるよう、今後検討していく。
○業務の見直し支援等にかかるコンサルティングについて	○本契約事業者は業務に慣れているため、契約関係書類に記載がなくても理解していると思料するが、フローの整理結果の受け渡し方法を契約関係書類にきちんと明記した方が良い。	○最終的には業務報告書 の形で業務フロー、運用、受け入れテスト計画書案などの成果物が提出される。ご指摘のとおり、今後は契約関係書類に明記するよう改善を検討する。

外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士(燕総合法律事務所)】 意見聴取日【令和7年1月21日、令和7年4月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○印刷関連機器の賃貸借にかかる無断使用防止について	○機械を返却後、悪用されることがないように、返却時に設定を解除する、設定を使用しない等の条件を、契約書に入れるなどの対策が必要と思料する。	○ご指摘を踏まえ、他の事業者に無断で使用されることがないように、引き続き検討していきたい。
○在外公館配置の美術品に関する調査の業者選定方法について	○本案件は一般競争入札のため、一番安価な事業者と契約することになるが、実績との兼ね合いで、価格競争でも問題はないのか。今後制限等を設けることは考えているのか。	○過去の入札実績では一般競争入札を採用したことにより事業内容に影響が生じたケースはないが、ご指摘を踏まえ今後検討していく。

外部有識者の氏名・役職【増井 良啓・教授(東京大学大学院法学政治学研究科)】 意見聴取日【令和7年1月21日、令和7年4月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○システム改修の長期的視点について	○改修が今後見込まれる場合には、それも考慮して契約に入れ込むなど、経済的観点での工夫はできないのか。	○予定されている法改正に伴う改修が考えられるが、その都度対応が必要になるため現時点では検討が困難であるものの、今後検討していく。
○業務の見直し支援等にかかるコンサルティングについて	○前年度のコンサルティング実施時に今回の分も盛り込めば価格を抑えられる、あるいは2年計画にするなどは予算上できなかったのか。	○前年度コンサルティングを依頼した後、業務実施事業者との調整の中で外務省の知見だけでは難しい新たな課題や見直しが見つかったため別契約となったが、今後同様の業務を調達する際の参考とさせていただく。